

死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体の設置を求める会長声明

２０２４（令和６）年１１月１３日、「日本の死刑制度について考える懇話会」（以下「懇話会」という。）の報告書が公表された。

同懇話会は、井田良座長（中央大学名誉教授、慶應義塾大学名誉教授、前法制審議会会長）の下、元検事総長や元警察庁長官、犯罪被害者のご遺族の方、与野党の国会議員など多様な立場の委員で構成された。こうした各界の有識者で構成された懇話会は、犯罪被害者のご遺族の方や研究者等、死刑制度に対して賛否双方の意見を有する方々からヒアリングを行い、半年以上にわたる徹底した議論を行った。その結果、全会一致の結論として、死刑制度を現状のままに存続させてはならないと指摘したことには重大な意義がある。

その成果として取りまとめられた上記報告書は、国際社会の中の日本という視点、誤判の可能性、被害者の視点、刑罰理論との関係、死刑の犯罪抑止力、執行と執行に至る手続をめぐる諸問題、情報公開と世論調査など、多岐にわたる論点について検討した上で、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。」との基本的認識を示すとともに、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を提言している。

同懇話会の提言だけでなく、日本政府は、２０２２（令和４）年１１月３０日付国連自由権規約委員会の総括所見において、死刑廃止を検討し、死刑廃止に向けた世論喚起や死刑廃止の必要性について国民へ周知すること等を求める勧告を受けている。

さらに、２０２４（令和６）年には、袴田事件の再審無罪判決が確定し、えん罪による死刑執行の危険があらためて浮き彫りとなった。２０２６（令和８）年７月１７日、刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立したものの、上記改正によっても証拠開示範囲の限定、再審開始決定に対する検察官の不服申立てがなおも許容されるなど、えん罪による死刑執行によって取り返しのつかない人権侵害が生じる危険性は払拭できていない。

以上の状況下にもかかわらず、政府は、同懇話会の提言等に真摯に向き合うことなく、２０２６（令和８）年８月２１日にも死刑を執行したのであり、大変遺憾である。

当会は、これまで死刑執行に対する抗議に加え、死刑制度の廃止に関する国民的議論を深めることを求める会長声明を発出してきた。

同懇話会の提言等を踏まえれば、少なくとも、政府は、早急に死刑制度や運用

の在り方について検討を始めなければならない。よって、当会は、ここに改めて、政府に対して、早急に国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することを求める。

２０２６（令和８）年１０月１５日

茨城県弁護士会
会長 鈴木 健秀